

第68回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成27年9月30日（水曜日）

|                   |     |        |     |       |
|-------------------|-----|--------|-----|-------|
| 出席議員<br><br>(13名) | 1番  | 加古原 瑞樹 | 2番  | 千種 和英 |
|                   | 3番  | 小林 裕和  | 4番  | 廣利 一志 |
|                   | 5番  | 竹内 日出夫 | 6番  | 石堂 基  |
|                   | 7番  | 岡本 義次  |     |       |
|                   | 9番  | 山本 幹雄  | 10番 | 岡本 安夫 |
|                   | 11番 | 矢内 作夫  | 12番 | 石黒 永剛 |
|                   | 13番 | 平岡 きぬゑ | 14番 | 西岡 正  |
| 欠席議員<br><br>(1名)  | 8番  | 金谷 英志  |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
| 遅刻議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
| 早退議員<br><br>(名)   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |
|                   |     |        |     |       |

|                             |             |         |           |         |
|-----------------------------|-------------|---------|-----------|---------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議 会 事 務 局 長 | 舟 引 新   | 書 記       | 宇 多 雅 弘 |
|                             |             |         |           |         |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(20名) | 町 長         | 庵 途 典 章 | 副 町 長     | 坪 内 頼 男 |
|                             | 教 育 長       | 勝 山 剛   | 教 育 次 長   | 坂 本 博 美 |
|                             | 総 務 課 長     | 鎌 井 千 秋 | 企画防災課長    | 久 保 正 彦 |
|                             | 税 務 課 長     | 加 藤 逸 生 | 住 民 課 長   | 岡 本 隆 文 |
|                             | 健康福祉課長      | 森 下 守   | 農林振興課長    | 横 山 芳 己 |
|                             | 商工観光課長      | 高 見 寛 治 | 建 設 課 長   | 鎌 内 正 至 |
|                             | 上下水道課長      | 上 野 耕 作 | 生涯学習課長    | 服 部 憲 靖 |
|                             | 天文台公園長      | 谷 口 俊 廣 | 上 月 支 所 長 | 中 石 嘉 勝 |
|                             | 南 光 支 所 長   | 鎌 内 寛 憲 | 三日月支所長    | 岡 田 義 一 |
|                             | 会 計 課 長     | 船 曳 覚   | 教 育 課 長   | 尾 崎 文 昭 |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 欠 席 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 遅 刻 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 早 退 者<br>(名)                |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
|                             |             |         |           |         |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |         |           |         |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 68 号 佐用町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について  
(委員長報告)
- 日程第 2. 議案第 71 号 佐用町石井財産区管理条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 3. 議案第 72 号 佐用町久崎財産区議会設置条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 4. 認定第 1 号 平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 5. 認定第 2 号 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 6. 認定第 3 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 7. 認定第 4 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 8. 認定第 5 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 9. 認定第 6 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 10. 認定第 7 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 11. 認定第 8 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 12. 認定第 9 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 13. 認定第 10 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 14. 認定第 11 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 15. 認定第 12 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 16. 認定第 13 号 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 17. 認定第 14 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 18. 認定第 15 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 19. 認定第 16 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 20. 議案第 81 号 工事請負契約の締結について (町道大願寺本位田線 (塩川橋) 橋梁上部工工事)
- 日程第 21. 議案第 82 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 22. 同意第 2 号 佐用町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 24. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。今日は、最終日を迎えました。大変御苦労さまでございます。

9 月 7 日の開会以来、決算特別委員会、本議会、常任委員会と、それぞれ慎重に審議を賜り、誠に御苦労さまでございました。

今期定例会も最終日を迎えました。本日もよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、金谷議員から葬儀のため欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

直ちに日程に入ります。

---

日程第 1．議案第 68 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 1、議案第 68 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 68 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） おはようございます。

第 68 回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

審査日は 9 月 24 日、午前 9 時 28 分開会です。

場所は、本庁第 1 庁舎西館 3 階議員控室。

出席者は、各委員と当局より町長、副町長、総務課長、総務課人事室長、室長補佐。事務局より局長、局長補佐であります。

付託された案件は、議案第 68 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてであります。要点のみ報告をさせていただきます。

挨拶の後、審査に入り、当局より追加説明として、番号法の施行により、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることに伴い、特定個人情報の取り扱いについて、「地方公共団体は、保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保など必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、従来の「個人情報」と区別し、番号法に適応できる条例の整備である。

主たる内容は、「特定個人情報」の定義と、その収集、利用、提供等の制限を規定するとともに、保護の観点から、本人の委任による代理人に対しても開示請求や訂正要求などが行われるよう改正。それから、平成 29 年 1 月から施行予定である他の関係機関との情報連携を行った際に記録する情報紹介者や提供者に対しての「情報提供等記録」に関する定義、その利用の制限を厳しくするなどの改正であるとの説明がございました。

質疑に入り、改正によりどのように変わるのかについては、行政手続きの簡素化や行政の効率化、公平公正が図られるための情報であり、厳格で適正な取り扱いが求められる。

適正な取り扱いをするための研修等についてはとは、保護の観点から、システム上、権限を有する職員以外は特定の個人情報は見えない。情報のアクセスに対しては、照会記録も残るようになっている。サーバー管理も今後より一層厳格にする計画であり、職員管理も徹底する予定である。

第6条の収集の制限については、5項では法令等に定めがある時を除き、個人情報を収集してはならないとあるが、健康診断情報にも番号制度が活用されると法改正されたが、病歴その他の個人の特質を規定する情報は、今回当てはまらないのかについては、第6条の5項で法令等に定めがある時には、病歴等の個人情報については、審議会の意見を聞いて認定するとなっているので該当するということになれば利用も可能であると。

第10条の適正管理については、実施機関は個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他情報の適正管理のため、行政機関が自らチェックする特定個人情報保護評価を行うようになっているが、その手続状況はどうなっているか。今現在、個人情報の保護評価書を作成中であり、国のほうに審査を依頼して来年1月からの実施に備えたい。

その他、個人情報を取り扱う実施機関以外への委託等に伴う安全確保の措置、特定個人情報の内容定義等の質疑がありました。

その後、質疑もなく、質疑を終結し、討論もなし、討論を終結し、採決に入り、採決の結果、全員賛成で議案第68号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、付託案件審査等を終了し、閉会しました。

なお、委員会審査の詳細については、事務局の提出している委員会報告並びに議事録を閲覧ください。

以上で、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、委員長報告に対しての質疑及び、討論、採決を行います。

議案第68号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第68号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第68号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 71 号 佐用町石井財産区管理条例の制定について（委員長報告）

日程第 3. 議案第 72 号 佐用町久崎財産区議会設置条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 及び日程第 3 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 2、議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定について、及び、日程第 3、議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 71 号、及び、議案第 72 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 失礼します。今定例会において産業厚生常任委員会に付託をされました、第 71 号並びに第 72 号につきまして、会議規則第 73 条に基づき報告をさせていただきます。

まず、議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定についての審査であります、審査に先立ちまして、担当課長のほうから追加説明を受けております。

その内容は、今回の条例制定は、平成 17 年 10 月の合併時から暫定条例として施行されていたものを、今回、条例上の文言修正等をした上で、佐用町石井財産区管理条例と制定するものであります。

あわせて、第 3 条第 2 項で、欠員等の残任期間、任期の明記を地方自治法第 296 条の 2 第 3 項の定める任期にあわせるという内容を含んでいるという説明でございました。

続きまして、質疑に入りました。

質疑の内容としましては、今回の条例制定に基づいて文言の修正があることはわかるが、これまでの内容とどのように変わってくるのかという質問でありました。まず、1 点目に、先ほどの追加説明にもありましたように、委員中に欠員が生じた場合、その委員の任期のことが条例上明記されておりませんでしたので、まず、それについて明文化をされた。それと、今回、石井財産区管理会という文言に佐用町を付け加え条例制定を行った。以上の答弁が行われました。

質疑の後、討論、意見もなく採決を行いました。採決につきましては、挙手全員により、結果、議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定についての審議に入りました。

この審議に先立ちまして担当課長のほうから追加説明がありました。その内容は、平成 17 年 10 月の合併時から暫定条例で施行されていましたが、上月町久崎財産区議会設置条例の文言等を修正し、佐用町久崎財産区議会設置条例に制定しようとするものであるとの説明が行われました。なお、この手続きに関しましては、平成 27 年 3 月の久崎財産区議会において可決され、また、同年 4 月兵庫県知事の同意を得ている旨も追加の説明がありました。

続きまして、質疑でありますが、今回の 72 号については、先ほどの 71 号同様に、この条例制定後において、さらに管理条例等の設置、制定が必要ではないかの質疑がありましたが、これにつきましては、石井財産区と久崎財産区の設置当時からの違いにより、久崎財産区については地方自治法に基づき地方自治体として議会の設置が義務づけられているので管理条例等の制定は必要ない旨の説明が行われました。

質疑に引き続き、意見、討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、賛成全員により議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

なお、この付託審査につきましては、出席委員は産業厚生常任委員会全員。当局のほうから説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、総務課長、農林振興課長、農林振興課農林土木整備室長、同室室長補佐、同室室長補佐。事務局より局長、局長補佐の 2 名でありました。

以上もちまして、委員会に付託されました審査の内容についての報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議事録等を参照していただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（西岡 正君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 71 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第 71 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）            挙手、全員であります。よって議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

- 
- |                  |                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------|
| 日程第 4. 認定第 1 号   | 平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）              |
| 日程第 5. 認定第 2 号   | 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）    |
| 日程第 6. 認定第 3 号   | 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）        |
| 日程第 7. 認定第 4 号   | 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）       |
| 日程第 8. 認定第 5 号   | 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）          |
| 日程第 9. 認定第 6 号   | 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）           |
| 日程第 10. 認定第 7 号  | 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）        |
| 日程第 11. 認定第 8 号  | 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 12. 認定第 9 号  | 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）      |
| 日程第 13. 認定第 10 号 | 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）     |
| 日程第 14. 認定第 11 号 | 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）          |
| 日程第 15. 認定第 12 号 | 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）          |
| 日程第 16. 認定第 13 号 | 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）        |
| 日程第 17. 認定第 14 号 | 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）         |
| 日程第 18. 認定第 15 号 | 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）        |

日程第 19. 認定第 16 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 4 から第 19 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
認定第 1 号から第 16 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。  
決算特別委員長、石黒永剛君。

〔決算特別委員長 石黒永剛君 登壇〕

決算特別委員長（石黒永剛君） おはようございます。  
ご指名がありましたので、決算特別委員会の審査報告をいたします。  
委員会開催日時は、第 1 日目は平成 27 年 9 月 8 日火曜日、午前 9 時開会、昼食、休憩をとり午後 2 時 37 分に散会。2 日目は平成 27 年 9 月 9 日水曜日、午前 9 時開会、10 時 17 分に散会いたしました。  
少し長くなりますけど、お許し願いたいと思います。  
会場は、2 日間ともに本議場において行い、全議員を決算特別委員会委員とし、当局より町長、副町長、教育長、教育次長、関係課長、支所長、関係室長でありました。  
事務局からは、局長、局長補佐で、委員長として、私、石黒永剛と、副委員長、廣利一志で行いました。  
当委員会に付託されました案件は、お手元の日程にありますように、認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第 16 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計歳入歳出決算の認定であります。  
それでは、順次、各会計歳入歳出の審議結果を報告いたします。  
なお、決算特別委員会は全議員の出席の委員会であり、詳細につきましては、会議録をご熟読ください。  
まず、一般会計、公有財産についてであります。その増減についての質疑がありました。総務課長より平成 26 年度財産に関する調書資料によって説明を受けました。  
一般会計歳入については、町税、滞納、滞納繰越についての質疑があり、決算配付資料の町税ほか滞納繰り越し分の収納状況に基づき税務課長の説明と答弁がありました。  
不納欠損とした状況、及び理由についての質疑は、個人住民税にあっては地方税法第 15 条 7 の 4 の規定により 1 件、住民税においては、執行停止期間中の 5 年の時効成立 4 件、個人住民税 5 件、法人町民税の不納欠損は発生してない。いずれも決算資料に記載してあります。  
なお、執行停止とすることのできる 3 要件があります。滞納処分をする財産がない。滞納処分をすることによって該当者の生活に支障をきたす。3 点目は、財産のその所在が不明であること。  
続いて、10 款、地方譲与税から 30 款地方交付税、35 款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行い、質疑はありませんでした。  
40 款、分担金及び負担金・45 款、使用料及び手数料では、住宅使用料の滞納繰越、改良住宅使用料についての質疑があり、答弁として、現年分、住宅使用料 4 件 2 人増。改良

住宅1件で1人。定住促進住宅で1件の報告があり、ほかにコミュニティプラント施設使用料、土木使用料についての質疑がありました。

50 款、国庫支出金・55、款県支出金にあつては、質疑はありませんでした。

60 款、財産収入・65 款、寄付金・70 款、繰入金・75 款、繰越金・80 款、諸収入・85 款、町債の質疑を行いました。住宅新築、改修、建設資金の繰越についての質疑があり、26 年度実人数、住宅新築資金 10 名中 3 名が継続納付、1 名は完済。住宅改修資金の対象者 5 名、分納者 1 名、住宅建設資金は対象者 14 名で 1 名の方が納付計画のもとに納入されている。

また、合併 10 年という中で貸付資金の債権保全は、権利がなくなってしまうという危惧はないかの質問には、債権は、継続して徴収できる。相続人等不明な人もあるが継続して徴収していきたいとの答弁がありました。

臨時財政対策債についての質疑もありました。

以上で、一般会計歳入を終了し、一般会計歳出に入りました。

一般会計歳出 5 款、議会費についての質疑はありませんでした。

続いて総務費であります。支所の空き部屋の活用、まちづくり推進費の地域自治包括交付金について 13 協議会にどのように配分を行っているか。また、成果を問うというようなことで、それをまず重点的に配分されたいと。

まず、13 協議会の取り組みの事業の報告がありました。次に基礎額 40 万円、それにふれあい事業として、均等割、世帯割、課題解決事業については地域づくり協議会からのヒアリングによって金額を決定している。支所の空き部屋の活用について質疑については、活用については多くの課題もある。できるだけ早く方向性を出したい。

その他男女婚活出会いサポート、姫新線利用促進ほか 2 件の質疑がありました。

休憩を 15 分とり、続いて 15 款、民生費であります。

さよさよサービスの運行について利用の要望は把握しているのか。この運行を立ち上げた当時は、定期路線、神姫バスの運行もあり、どのような形のサービス支援がベターなのか議論があったと思う。研究の結果、さよさよサービス、デマンド方式、タクシー運賃助成を進め、定期路線については継続支援事業との考えである。定期運行が合理的ではないかとの意見は直接聞いてはいないが、利用者の皆さん誰もの協力があれば、合理的な運行も可能であると考え、このような答弁がありました。

このほか、けんこうの里の運営費、それから児童福祉費の委託料、学童保育の利用状況等の質疑がありました。

20 款、衛生費であります。

環境事務組合の負担金は、ごみの減量によって異なってくると考えるが、ごみの減量についての取り組みはどうなっているかとの質問であります。地域自治会において、資源回収ステーションを設置、細分化したごみの収集を行っている。ごみの総量は平成 25 年、26 年と同量で推移している。

にしはりま環境事務組合についての質問がありました。にしはりま環境事務組合構成町において、姫路市安富町、たつの市新宮町は、ある程度経過すれば脱退ということであったが、現在構成市町の変更の話はどうなっているのか。具体的には、その時期でないので話し合っていない。

塵芥処理費の修繕料についての質疑では、修理費については、施設運営上、修繕費と一般車両の修理費がある。水処理施設のメンテナンスの定期的なオーバーホールが決算上の数字となっている。

ほかに住宅用太陽光発電システム補助金、し尿処理費修繕料の質疑がありました。

続いて 25 款、農林水産業費であります。

地籍調査事業費で進捗状況は、平成 26 年末現在で、58.71 平方キロ 19.88 パーセントの進捗である。県の委託事業で 100 パーセント助成であるが、人件費関係は町負担で山林等の調査には時間がかかる。

農林振興費負担金及び交付金、対象 29 団体の成果は。視察研修に半数の団体、苗代の助成、パンフレットの作成、講師招へい、それぞれの団体において、会費を徴収しての活動となっている。助成金交付について、ヒアリングを行い、前年度の実績、新年度の事業計画案を考慮して助成のあり方を検討している。

以上のほか自然観察村、キャンプ場の使用料、森林整備地域活動支援交付金についての質疑ほか 3 件の関連質問がありました。

続いて 30 款、商工費であります。

町観光協会の補助金の繰越金が補助金の半分強となっている。補助金のあり方、観光協会のあり方、方向性を問うと。27 年度の繰り越しは指摘のとおり、21 年災害時の 8 月以降の行事が、中止となった事業費の繰越である。

地域の夢支援事業補助金で高倉山ハイキングコースの整備とあわせて最寄駅の整備、駐車場、このコース設定の整備について 26 年度ではどのような考えであったか。答弁として、中心となってコース選定していただいた会の皆さんの考えはハイキングコースの道を確保、整備を行いたい考えで、駐車場整備等の大きな事業の考えはない。ハイキングコースを選定していただいた皆さんは、今後、ハイキングの会として活動の存続を決定していただき、その会の支援を町として行っていきたい。高倉山整備は、地域づくり協議会の事業として取り組んでいる。

午前 11 時 50 分から昼食のため休憩をとりました。午後 1 時 13 分再開いたしました。

再開後、35 款、土木費に入ります。

急傾斜地崩壊対策事業負担金について、それぞれの施行距離など詳しく説明されたい。距離については前回報告を行った。その後、変更はない。資料を持ち合わせていないので後刻報告したいということで、後刻報告がありました。

新聞紙上で県内においての道路橋、トンネルの調査点検の報道があった。危険橋、危険な橋ですね、佐用町の 1 カ所は、その 1 カ所、その場所の状況はどうかという質疑があり、橋梁の近接目視を国土交通省より義務づけられている。26 年度 261 橋、危険度レベルが 1 から 4 までであると。佐用町にあってはレベル 4 が 1 橋、通行止めの処置をとっている。う回路もあり地元との補修計画を検討中である。場所は、口金近公民館裏の木橋である。今後、約 680 橋の点検をしなければならない。27 年度、250 橋の点検、残りは、次年度に継続していきたい。

ほかに私道整備、ほか 1 件の質疑がありました。

消防費なし。

45 款、教育費なし。

50 款、災害復旧費なし。

55 款、公債費であります。

資金運用に関して一時借入について。答弁として、どうしても、運用資金不足を生じる場合がある。借入利息は、金融機関の入札によって金利の安いところより一時借り入れを行っている。

諸支出金については、質疑なし。

その他関連資料、これも質疑がありませんでした。

以上、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結しました。

討論であります。

反対討論として、マイナンバー制度の導入、住民にとって急ぐべきでないものも入って

いる。詳しくは本会議で述べる。

賛成討論、賛成の立場で討論をする。詳しくは本会議で述べる。

採決であります。平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、挙手多数、原案のとおり認定されました。

15 分の休憩を挟んで、特別会計であります。

認定第 2 号、メガソーラー事業収入特別会計は、質疑ありませんでした。討論なし。平成 26 年度メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算は、挙手全員。原案のとおり認定されました。

認定第 3 号、国民健康保険特別会計であります。

国民健康保険特別会計歳入から報告いたします。

後期高齢者支援金滞納繰越金、介護納付金滞納繰越は、26 年度当初の目標額を達成したのか。また新たな発生はないのか。不納欠損についてはどうかという質疑があり、滞納分の目標達成については予算編成時、医療費介護分については滞納分の 24 パーセント、後期分については 16 パーセントを 1 つの目安としていた。最終滞納状況については監査委員報告書の資料として記載している。補足説明として国保税においては 18.19 パーセントを若干下回っており、不納欠損においては国保税では、執行停止後 3 年経過で 6 件、執行停止中に時効成立が 7 件、合計で 13 件、金額は 35 万 2,800 円となっている。ほかに、一般会計からの国保会計への繰入れについての質疑がありました。

国民健康保険特別会計歳出であります。

準備基金の積立について。積立金算出の根拠は。条例で剰余金を積み立てるということになっているが、決算金額の黒字は見かけ上の数字である、実質的には黒字になっていないので赤字決算であったので積立を行っていない。

特定健康診査委託料についての質疑がありました。25 年度に比べ受診率その取り組みはどうであったかという問いに、前年比 3.4 ポイントの減、25 年、26 年と 7 会場で開催を行った。延べ 15 日間実施した。暑い時期なので空調の点も配慮し、工夫を凝らしたが、結果的に若干の減となった。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論、町の一定の努力は見受けられるが、根本的に国保会計に対する国の大きな課題がある。詳しくは本会議で述べ反対の立場で討論とする。

賛成討論、賛成の立場から討論をする。詳しくは、本会議で述べる。

採決であります。平成 26 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、挙手多数、原案のとおり認定されました。

認定第 4 号、後期高齢者医療特別会計であります。

後期高齢者医療特別会計歳入であります。

滞納繰越及び、26 年度目標達成は。監査委員資料に記載しているが、実際の調定額から見た数値 25.54 パーセントと昨年よりも上がっている。新たな滞納者は 15 名。26 年度現年分の滞納者は 24 名。そのうち新規滞納は 16 名。収納率の向上を目指したい。

後期高齢者医療保険料 25 年度と比べ 1 人当たりの保険料額は。資料を持ち合わせていないとのことで後刻報告がありました。

後期高齢者医療特別会計歳出。質疑ありません。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終結し、討論といたしました。

反対討論として、年金削減、制度発足以来、保険料の引き上げがあった。高齢者にとって死活問題であり反対討論とする。

賛成討論、賛成の立場から討論をする。詳しくは本会議で行う。

採決、平成 26 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、挙手多数、原案のとおり

認定であります。

認定第5号、介護保険特別会計であります。

介護保険特別会計歳入について、滞納繰越、不納欠損について。滞納繰越、当初予算の47パーセントを挙げていたが10.4パーセントの徴収率となった。不納欠損については法の規定により徴収権の消滅時効規定により1名の対象者があった。

他に1件の関連質問がありました。

介護保険特別会計歳出はなし。

討論、反対討論、介護保険料の月額が全国平均を上回るという中の予算計上、今回の決算では滞納者が増加という状況にある。保険料の問題は住民にとって大きな問題である。詳しくは、本会議で行う。

賛成討論、佐用町は、施設関連で恵まれた自治体である。そういった中、介護保険を維持している。詳しくは、本会議で述べる。

採決、平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、挙手多数、原案のとおり認定であります。

認定第6号、朝霧園特別会計であります。

朝霧園特別会計歳入についてであります。

短期宿泊事業の利用について利用の理由は。家族の仕事の関係、いわば家庭の事情で1泊の利用、または1週間の利用もあると思う。

朝霧園特別会計歳出であります。質疑はありませんでした。

朝霧園特別会計歳入歳出決算の質疑を終結し、討論です。討論はありませんでした。

採決、平成26年度朝霧園特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案どおり認定であります。

認定第7号、簡易水道事業特別会計。

簡易水道事業特別会計歳入であります。

滞納繰越処分として26年度、新規の発生は。滞納分は減少している。新規分は、総数で残念ながら126件が211件となった。引き続き収納に努力したい。

簡易水道事業特別会計歳出の質疑はありません。

簡易水道事業特別会計の質疑を終結し、討論であります。討論もなし。

採決、平成26年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案どおり認定。

午後2時37分、第1日目を終了いたしました。

少し長くなりますけれども、第2日目であります。

午前9時開会、場所、会場、出席者、第1日目と同じであります。

2日目の質疑に入る前に建設課長、税務課長、住民課長より第1日目に委員より質疑のあった案件に対し、補足説明がありました。

建設課長からは、平成26年度急傾斜地崩壊対策事業の明細を配付。資料を読み上げ説明があった。

税務課長より町税、新規滞納者数の報告がありました。町民税普通徴収、滞納者386名、新規滞納87名。町民税特別徴収、滞納者17件、新規9件。法人町民税滞納者9件、新規1件。固定資産税、滞納者数558件、新規106件。軽自動車税、229件、新規87件であります。

続いて、住民課長より後期高齢者の1人当たりの保険料は、25年度は人数として3,872名で、4万6,559円。26年度が3,864名で、平均して4万8,310円となり、1,751円の増となります。

以上、3件の報告に対しては、質疑はありませんでした。

続いて、認定第8号、特定環境保全公共下水道事業特別会計について、歳入から報告い

たします。

使用料及び手数料の滞納、26 年目標達成について。当初予算 75 万円、収入済額 98 万 1,200 円で 3 割上回っている。引き続き努力したい。滞納は 28 件で、新たに 8 件の発生があった。

ほかに分担金の質疑がありました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計歳出であります。

浄化センター委託料の施設清掃委託料について、費用が発生しているものと、していないものがある。説明を求める。南光地域の清掃委託料のゼロ、これは南光の浄化センター清掃管理費の委託料に含まれており、これらを委託している管理業者から清掃をしてもらっている地元自治会に、その委託料から支払われているのでゼロとなっている。

公共下水道事業実施設計委託料の質疑では、具体的に 26 年度の事業内容の説明を求められました。今進めている佐用地区管路の実施計画、水谷クリーンセンター、本位田浄化センターのマンホールポンプ化、一時貯留槽、これらの調査設計を実施した。

このほか 1 件の、関連質疑がありました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計の質疑を終結し、討論です。討論はありませんでした。

採決、平成 26 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案のとおり認定であります。

認定第 9 号、生活排水処理事業特別会計。

生活排水処理事業特別会計歳入についてであります。

使用料及び手数料の滞納繰越について、滞納繰越には、浄化槽使用料と農業集落排水の 2 つがある。浄化槽については当初目標の 2 割増の 120 パーセント、集落排水には、当初予定 6.8 パーセント増の 106.8 パーセント、26 年度発生は 21 件である。

生活排水処理事業特別会計歳出であります。質疑はありませんでした。

生活排水処理事業特別会計の質疑を終結し、討論です。討論もなし。

採決、平成 26 年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案どおり認定。

認定第 10 号、西はりま天文台公園特別会計であります。

西はりま天文台公園特別会計歳入については、質疑はありませんでした。

西はりま天文台公園歳出であります。運営費備品購入費について、3Dシルバースクリーン業者選定と利用状況についてのお尋ねでありました。3Dシステムは、特殊機械で国内には 1 社しかなく随意契約で導入をした。

3Dシステムは、立体映像、地球から宇宙の果てまでを立体的に観察できるシステムで、雨天時には、子供たちに上映し、宇宙への知識を深め有意義な活用となっている。

西はりま天文台公園特別会計歳出であります。歳出全般で聞く、予算科目の中、うち 3 件の流用がある。それぞれの補正予算で行うのが基本であるとするが。財源は、県立大学の委託である天文台。運営費用については前年度の状況等を勘案しながら大学に予算請求を行っている。金額が確定するまで流動が激しく会計処理上非常に細やか処理が求められる。したがって、予算科目の中で過不足が生じてくる。以上の理由で流用処理で対応している。この流用について関連質問がありました。

討論なし。

採決、平成 26 年度西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案どおり認定であります。

認定第 11 号、笹ヶ丘荘特別会計であります。

歳入から、使用料結婚式関連売上の内容はという問いに、法事利用関連売上である。

笹ヶ丘荘特別会計歳出であります。

委託業務の内容について。清掃委託料はシルバー人材センターに、館内清掃及び周辺の整備、本館、ログハウス周辺の管理も含めてである。

討論ありません。

採決、平成 26 年度笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 12 号、平成 26 年度歯科保健特別会計であります。

歳入について、診療収入について、当初予算から補正で減額されている。歯科センター事業そのものを考え直すべきだと言われてきた。診療収入と繰り入れとのバランスの問題。診療収入の大幅な減の理由は何かの問いに、平成 24 年度、25 年度、26 年度の診療件数は 2500 件、2600 件、2700 件と推移しているが、診療収入が伸びない。理由は、一概に言えないが、歯科予防が推進しているとの思いもある。今年、26 年度 1,080 万円、ここ 5 年で一番決算額が大きかったのは平成 22 年度 1,850 万円の診療報酬、患者の人数的な変動は少ないが、現実的に診療報酬が減ってきている。保健センターの今後のあり方ですが、昨年、3 次の町の行財政改革大綱で歯科保健センター事業の見直しという大綱案が提出されております。センター運営協議会を 27 年 6 月に第 1 回、8 月 26 日に第 2 回目を開催しました。あと 2 回ほど本年度中に歯科保健センター運営協議会を予定し、今後のあり方について検討していく考えだ。

他の医療機関も大変苦しい歯科診療の運営を行っている。町長の見解を求めたい。歯科保険センターについては、以前からいろいろと検討してきた。課長が現状を申し上げたように、これまで続けてきた形態での歯科センター運営は、見直さなければいけない方向で検討をしている。

ほかにも歯科センター運営に関する関連質問がありました。

歯科保健特別会計歳出、歳入と歳出合わせた質疑になっております。

討論なし。

採決、平成 26 年度歯科保健特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案のとおり認定されました。

認定第 13 号、宅地造成事業特別会計であります。

宅地造成事業特別会計歳入の質疑はありません。

歳出についても質疑はありませんでした。

討論もなし。

採決、平成 26 年度宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案のとおり認定されました。

認定第 14 号、石井財産区特別会計であります。

石井財産区特別会計歳入に質疑はありませんでした。

歳出についても同じように質疑はありませんでした。

討論ありません。

採決、平成 26 年度石井財産区特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案のとおり認定であります。

認定第 15 号、佐用町農業共済事業特別会計であります。

収入、支出一括質疑を行いました。

家畜共済勘定で 844 万 5,000 円が減額になっているが。これは死廃、病傷の件数が農家の努力により、その件数減によるものである。

討論はありませんでした。

採決で、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算は、挙手全員、原案の

とおり認定であります。

認定第 16 号、水道事業会計。収入、支出一括質疑、質疑ありません。

討論なし。

平成 26 年度水道事業会計決算は、挙手全員、原案のとおり認定であります。

9 月 9 日、10 時 17 分閉会、以上であります。

議長（西岡 正君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

それでは認定第 1 号から順次、委員長報告に対しての討論・採決を続けて行います。

まず認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。まず、反対からお願いいたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計決算の認定について、反対の討論を行います。

本決算の、財政調整基金残額は約 28 億円となりました。積立金現在高である基金の総額は約 93 億円、一人あたりの基金残高は約 50 万円です。これは、近年県下 29 市 12 町で段トツ 1 位だった年度を上回るものです。

本決算は、任意定期予防接種事業の拡充や昨年に引き続き住宅用太陽光発電設置への補助制度の継続。農産物特定定着化対策補助金継続など町民要求に応える内容が実施されましたが、全体には問題点があります。以下、その問題点を述べます。

第 1 は、デフレ不況の中、町内業者を応援する地域循環型の経済対策を求める声に応え切れていない点です。町事業での町内零細業者の仕事確保は非常に困難なものとなっています。このような状況下で、地域経済への波及効果が抜群で、全国各地で取り組まれている住宅リフォーム制度への導入がされませんでした。また、賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例の制定についても実施されませんでした。

第 2 は、町民の暮らしを応援する手だてです。外出支援サービスは、高齢者など交通弱者が増加する中、生活に欠かせない公共交通の充実が切実です。利用者負担を軽減すること。さよさよサービスの毎日運行は社協への運営移譲となって改善ができませんでした。福祉タクシーは利用回数制限緩和など利用者の利便性向上とタクシー業者の営業を守る取り組みを図るべきでした。健康づくりでは健診受診率を引き上げる手だてなどへの支援が不十分です。文化、スポーツの発展を支援するためには、町民の公共施設利用料は免除すべきでした。にしまりま環境事務組合関係自治体の中で最も高い料金となっているごみ袋の料金の引き下げ、町営住宅家賃の減免制度の充実が図られるべきでした。支所・出張所は、地域で課題解決ができる体制が必要で利用者に配慮した体制を取るべきでした。

第 3 は、子育て支援の強化についてです。保育料の軽減や出生祝い金制度の充実、学校給食の地元産食材の使用拡大と給食費無料化。子ども医療費無料化は、高校卒業まで年齢を引き上げるなど充実を図るべきです。

第 4 は、産業振興の推進です。放棄田対策や実効性のある農業振興への取り組みは不十分です。徳久バイパス沿道に計画した特産品販売施設の協議は住民の納得いくものにはなっていません。商工業では、中小企業振興条例を制定し抜本的な商工業者への支援が求められました。

第 5 は、正規職員と非正規職員の格差是正です。特に保育士 65 人のうち正規職員数 34

人と非正規職員数 31 人にもなっているのは、同一労働同一賃金の原則からも大問題で、今後も長期任用が必要な職員については、非正規ではなく正規職員として対応すべきです。これらの事業は、基金を有効に活用すればできます。

第 6 は、社会保障・番号制度システム整備、いわゆるマイナンバー制度導入が計上繰り越されました。同制度は、国民一人一人に年金などの社会保障給付や納税などを 1 つの個人番号で管理するというもので、その番号利用の用途は当面、社会保障・税・災害に限定されていますが、施行後 3 年後をめどに用途拡大を検討されているものです。権力による国民監視や個人情報への漏えいが懸念され、プライバシーの侵害、なりすましなどの犯罪を常態化させるもので、それらに対する実効性ある対策が示されていない。税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段にされかねないもので、今導入する必要はありません。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、農林商工業の振興に不十分な決算であることを指摘し、討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかに賛成の方ありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成 26 年度決算においては、合併 10 年を契機とし、今後の行政中枢施設とするための庁舎整備事業への支出 9 億 2,000 万円や、学校・保育園規模適正化計画に基づき地域要望も大きかった新上月保育園建設関係として 2 億 9,000 万円。また、今後の佐用町の林業振興の核組織となる森林組合を支援するための高性能森林機械整備事業として 600 万円など、本町にとって重要課題への取り組みが着実に実行をされています。

また、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療、特定環境保全公共下水道など、12 の特別会計への繰出を総額で 20 億 8,000 万円も行い、各特別会計の安定的な運営を確保するとともに、加入者で利用者である住民負担の軽減に大きく寄与している内容となっています。

さらには、決算審査意見書にもふれられているように、自主財源や交付税が減少する中でも歳出削減に努め、実質収支は 6,600 万円余りの黒字としています。

財政運営全般としては、起債の繰上償還や財政調整基金への積立など、堅実な方策が行われたことにより、公債比率も昨年度より 1.6 ポイント減少し、実質公債費比率においては 9.7 パーセントと、25 年度決算が示した 11.8 パーセントからさらに良化をしています。

以上、健全な財政運営及び適正な予算執行が進められたことを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 1 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 2 号、平成 26 年度メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 2 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 2 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 2 号、平成 26 年度メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 3 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 3 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計決算の反対討論を行います。

本決算は、24 年度に 10 パーセントの引き上げに続き、平成 26 年度、6 パーセントの保険税引き上げをした決算です。高すぎる国民健康保険税は、加入者の生活を大きく圧迫しております。それは、保険税の滞納が年々増加していることから明らかです。

国保会計に対する国の財政措置が 1984 年度を皮切りに大きく削減されてきたことが大きな要因ではありますが、国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費は高くなります。国保は社会保障制度であり、保険税軽減のための一般会計からの繰入額を増額し、負担を軽減することや、一部負担金の減免制度の積極的な周知と運用を図るべきです。

また、国保の資格証明や短期保険証の発行は、医療機関にかかりにくくするもので中止すべきです。

以上を指摘し、反対討論とします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。賛成の方ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 認定第 3 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算の認定について賛成の立場で討論させていただきます。

平成 26 年度国保会計は、総額約 22 億 7,000 万円、この大半を占める保険給付費は 16 億 848 万円で、平成 25 年度ベースより 2,940 万円増加しています。

保険給付費は、近年高いところで推移していますが、その一方で国保税は伸び悩んでおり、会計の運営に相当の苦慮があたったと思います。このため赤字補填を含む一般会計からの繰入を前年に比較して 4,425 万円多く行うなどし、加入者の負担軽減を図りながら 292 万円の黒字決算を結んでおられます。

このことは、十分に認定に値する内容であると申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 3 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第 3 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 4 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定 4 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、診療報酬も別立てにすることで安上がりの医療を押しつけ、医療費削減を目的につくられた制度です。制度自体に問題があります。

平成 26 年度は保険料が引き上げられました。年金削減のもと高齢者にとって死活問題です。少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきです。

以上、指摘し反対討論とします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 認定第 4 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この特別会計は 75 歳以上の後期高齢者全員と前期高齢者で障害のある方を対象とする

医療保険制度であります。

歳出のほとんどが、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、高齢者医療の確保に必要な財源であります。

本町においても高齢化が進む中、被保険者が安心して適切な医療を受けられる、この医療制度と、本特別会計の果たす役割は大きくなっており、高齢者医療を支える柱であります。

以上を申し上げ、決算認定の賛成の立場での討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君）           ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）           挙手、多数です。よって認定第4号、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第5号、平成26年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）           はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）       認定第5号、平成26年度佐用町介護保険特別会計決算の反対討論を行います。

本決算の問題は、平成26年度まで第5期事業計画の最終年で、保険料月額標準5,100円と全国平均を上回るもので、重い保険料で滞納者が増える結果となっています。

そもそも介護保険制度は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度としてスタートし、政府はその目的を家族介護から社会が支える制度へなどとしてきました。

しかし、施設入所者の負担増、軽度の方のサービス利用が制約され、国庫負担を削減し国の責任を後退させてきました。まさに介護の社会化という理念を投げ捨て、自立・自助の考えに基づく制度へと改悪が行われてきました。

一方、特別養護老人ホーム入所待機者も解消されずに、入所希望に応じきれない状況が続いています。

このように結局、給付の抑制と重い保険料負担が押しつけられた結果となっており本決算を認めることはできません。誰もが安心して介護が受けられるよう、国庫負担の増額を国に強く求めるとともに、真に実行ある保険料の減免制度と介護サービス利用料軽減制度の整備、また特別養護老人ホームなどの整備は切実な課題であり、その実現への努力を求めます。

以上、指摘し反対討論とします。

議長（西岡 正君）           はい、ここで、私のほうから討論のあり方について、平岡議員に、ちょっと指摘したいと思います。

討論というのは、この審議をしてきた内容の中ですることであって、あなたが考えていることができないから反対だというのは、それは、ちょっとおかしいと思います。

出てきた結果で討論するものであって、あなたが、これ一般会計もそうでしたが、これができないから、あれができないから、私は反対ですというのはとおらない。

元々、予算書に基づいた形の中での決算でありますので、その中の反対討論をするのが、僕は妥当であると思いますけど、その点、十分、注意してください。

はい、ほかにありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

10 番（岡本安夫君） 認定第 5 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論いたします。

高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成 12 年からスタートした介護保険は、制度開始後 15 年が経過し、広く周知が図られ、定着しているものと理解しております。

こうした中、平成 26 年度の決算状況は、歳入 21 億 8,208 万 8,000 円、歳出 21 億 8,022 万 9,000 円で、差し引き 185 万 9,000 円の黒字となっているが、これは、一般会計からの繰入 3 億 4,327 万 4,000 円により、保険料が軽減されたものであります。

佐用町は介護老人福祉施設等は近隣の他市町に比べても充実していますので、介護サービスは受けやすく、その分、給付費も増加します。

高齢者の 4 分の 1 が介護が必要になるとか、利用料の減免などが求められるなど、厳しい財政運営が続くと思われます。今後とも介護予防事業の重点化を図り、適正な介護給付の執行に努めことを要望し、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

これより認定第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 5 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第 5 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 6 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 6 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 6 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 7 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 7 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 7 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 7 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 8 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 8 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 8 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 9 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 9 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 9 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 10 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 10 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 10 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 11 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 11 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 11 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 12 号、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 12 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 12 号、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 13 号、平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 13 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 13 号、平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 14 号、平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 14 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 14 号、平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 15 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 15 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 15 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 16 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 16 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 16 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。この時計で、11 時まで休憩しますので、お願いします。

-----  
午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

先ほどの討論の中で、平岡議員が手を挙げていたのに、私が、山本議員と言うたようでもありますので、その点、訂正させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて日程第 20 に入ります。

日程第 20 から日程第 22 は、本日、追加提出の案件であります、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 20. 議案第 81 号 工事請負契約の締結について（町道大願寺本位田線（塩川橋）橋梁上部工工事）

議長（西岡 正君） それでは、日程第 20、議案第 81 号、工事請負契約の締結について、町道大願寺本位田線（塩川橋）橋梁上部工工事についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 81 号、町道大願寺本位田線橋梁上部工、工事請負契約の締結についてのご説明を申し上げます。

当路線は、智頭線沿いに併走する町道を合併以前から幅員 5.5 メートルで改良を行ってまいりました。

江川川にかかる塩川橋の橋長 27.46 メートルを 28.1 メートルに、幅員 2.6 メートルを 5.5 メートルに改良するため、昨年度は下部工工事を、また、本年度で上部工工事を行うものであります。

智頭線に近接する工事のため、鉄道事業精通業者 6 社を選定し、指名競争入札を行いました。

入札は 2 社から入札参加辞退の申し出があり、4 社により平成 27 年 9 月 14 日に執り行いました。

その結果、消費税込みの 1 億 357 万 2,000 円で、姫路市林田町下構 12 番地、株式会社大給組代表取締役、大給広成氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 落札率は幾らですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 88.1 パーセントです。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 81 号、工事請負契約の締結について、町道大願寺本位田線（塩川橋）橋梁上部工工事については、原案のとおり可決

されました。

---

日程第 21. 議案第 82 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 21、議案第 82 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 82 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,000 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8,837 万 9,000 円に改めるものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正により、ご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町債につきまして、本位田浄水場前処理施設工事の処理方法変更による事業費の財源として、簡易水道事業債 8,000 万円を増額いたしております。

次に歳出でございますが。簡易水道事業費におきましては、建設改良費 8,000 万円の増額で、内容は、本位田浄水場前処理施設工事において、実証実験の結果、当初予定していた旧緩速ろ過装置を利用した処理方式から、上向流式凝集沈殿池設備への変更による工事費の増額でございます。

本来ならば 9 月議会開会時の議案 76 号において計上し、ご審議賜るべきところでありましたが、工法の決定に時間を要したことと、懸案であります佐用川間嶋田井堰周辺の河川改修工事の進捗との関係により会期中での再提案となりましたことをご理解をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 82 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 82 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 22. 同意第 2 号 佐用町教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22、同意第 2 号、佐用町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 2 号、佐用町教育長の任命につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

本件につきましては、新たな教育長の任命についての同意をいただくものでございます。

現、勝山 剛教育長から辞職願の提出があり、本日 9 月 30 日付をもって辞職されることとなりました。

同氏の後任といたしまして平田秀三氏を教育長に任命いたしたくご同意をお願いするものでございます。

平田氏は、昭和 51 年 3 月に佛教大学を卒業された後、平成 26 年 3 月に佐用町立佐用小学校校長を定年退職するまでの 38 年間、教員として勤務されました。

退職後は、佐用町青少年育成センター所長代理兼指導員として、関係機関や諸団体と連携をし、青少年の非行防止と、その健全な育成を図るために、相談活動、補導活動、地域活動、広報啓発活動に積極的に取り組んでいただけてきました。

また、長い教員としての経験と教頭、校長としての管理職を歴任される中で、教育行政全般に精通しており、人格、識見ともに教育長に適任であると確信をしておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本件については、本日即決といたします。

この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 2 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 2 号、佐用町教育長の任命に

つき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第 23. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 日程第 23 は、閉会中の委員会所管事務調査等についてであります。  
お諮りします。閉会中の各委員会からの所管事務調査及び継続調査については、別紙、  
申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査  
及び継続調査については、別紙の申し出のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第 24. 議員派遣について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 24、議員派遣の件を議題といたします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思  
います。  
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に  
記載のとおり派遣することに決定いたしました。

---

議長（西岡 正君） 以上もちまして、本日の日程は終了いたしました。  
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたし  
ましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 68 回佐用町議会定例会はこれ  
をもって閉会いたします。  
閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。  
今期定例会は、9 月 7 日から本日まで 24 日間の会期を定め、本日、閉会の運びとなり  
ました。  
その間、平成 26 年度決算認定や、平成 27 年度補正予算、条例改正等、多くの議案をご  
審議を賜り、誠にありがとうございます。  
特に、決算特別委員会の石黒委員長、廣利副委員長には、大変なご尽力いただきました。  
御苦労さまでございました。  
また、町当局におかれましても、多くの資料等、準備をいただき、厚くお礼を申し上げ  
ます。

さて、今季もいよいよ秋たけなわとなり、秋祭り等、行事も町内各地で予定されております。

議会におきましても、議員全員視察研修や西播磨3町議会の合同研修会、そして11月には議会報告会と、大変忙しくなります。議員各位におかれましては、体調に十分ご留意をいただき、ますます議員活動にいそしんでいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、町当局におかれましても、町発展のため、一層ご尽力をいただきますことをお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

先ほど、新しい教育長が同意をされました、勝山教育長には、長年、この佐用町の将来を担う心身ともに健全な児童の育成をしていただきました。本当にありがとうございます。お辞めになってもお体には十分ご留意をいただきまして、また一町民として、町発展のためにご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。議長として心からお礼を申し上げますと思います。ありがとうございました。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 失礼します。

9月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案をさせていただきました26年度の決算、また、補正予算、そして先ほどの新教育長の同意、全てそれぞれ慎重にご審議いただき、原案どおり可決、承認、また、同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

それぞれの審議の中でいただきましたご意見、ご指摘につきましては、今後の行政執行に当たりまして、十分に生かさせていただき効率的な、また、適切な行政執行に努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今日、9月30日、今日で9月が終わります。27年度も早上半期が、これで終わり、また、明日から下半期ということで、あと半分になりました。予定しております今年度のいろいろな計画、事業につきましても、適切に、また、計画どおりに執行できるように、これからも努力してまいりたいと思っております。

引き続きのご指導とご協力、よろしくお願いを申し上げます。

また、本日、9月30日をもって平成17年の10月1日に本町が合併いたしましたから丸10年が経過をいたしました。この間、大きな災害に見舞われたり、非常に多難な10年でありましたけれども、この新佐用町としての10年の歴史を刻むことができましたこと、そして、また、明日から、次の10年に向けたスタートが切れますことにつきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、この10年間、それぞれ新町の安定と発展のためにご精励をいただき、また、ご指導とご協力を賜りましたことに、改めて感謝を申し上げます。

10年の節目ということで、10月4日にはご案内のように10周年の記念式典を挙行をさせていただく予定としておりますので、ひとつその点についてもよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、ただ今、新教育長の同意をいただきました。今日、9月30日をもって、勝山教育長が退任をされます。勝山教育長には、合併直後から足かけ10年の長きにわたり、教育行政の責任者として、その重責を果たしていただきました。

特に、学校・保育園、学校規模適正化という大事業、歴史的な大事業に取り組んでいただいて、こうして少子化が進む中で、次代を担う、次代を託する子供たちの教育環境の整備にご努力いただきましたことに、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

どうぞ、座ってください。

後、勝山教育長から皆さんへの御挨拶、そして、新教育長に任命を、同意をいただきました平田教育長から、また、挨拶を受けたいと思いますけれども、それぞれ皆さんのご思慮とご支援に対しまして、私からもお礼を申し上げたいと思います。

季節も 10 月、いよいよ秋本番を迎えます。非常に季節的に気持ちのいい季節になるわけですが、たくさんの行事や、また、予定、事業が山積をしております。

議員各位におかれましては、十分、健康にご留意をいただき、ますますのご精励、ご活躍をご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

それでは、勝山教育長、ひとつ挨拶をお願いします。

議長（西岡 正君）                      勝山教育長、挨拶をお願いします。

教育長（勝山 剛君）                      先ほどは、議長、町長から多分なお言葉をいただきましてありがとうございました。

平成 18 年 6 月 7 日、佐用町立佐用中学校の校長から教育長を拝命して、早 9 年と 4 カ月を迎えました。

初めて議場に入って、就任して 4 日目でしたか、一般質問がありました。足が震えたのを、今もその時のことを思い出します。それから 10 年、年 4 回の議会、約 40 回、この議場に立ち会わせていただいて、その時、その時、緊張感を持って議場にいたことは、私の人生にとって、非常に有意義でありました。

しかし、本当に教育や町行政の難しさを実感させられました。

先ほどのお言葉の中にもありましたけれども、本当に、私でよかったのか。本当に、これで町の教育がよくなるのか。自問自答の日々でありました。

ちょうど、教育長になり立てに、教員の不幸事があり、2 カ月ほど、それに奮闘しました。

その後は、私が最後に校長していた学校が問題を抱え、町民、議会、教職員、全ての人にご迷惑をかけました。約 3 年間終息するのにかかりました。

あと、体操服の問題で、30 年、40 年と問題を抱えながら、それが表面化し、14 校の校長、教頭、そして P T A の役員、教育委員会、1 つになって、その解決に当たりました。ほっとしたところでありました。

その後、学校統合の計画を出す。そして、大きな水害、命の大切さ、命を亡くしたら、これだけみな苦しむんだということを目の当たりにしました。

給食センターのオープン。これも皆さんから、いろいろご指摘をいただいたりしましたが、子供たちは、ランチルームで非常にいい顔をして食事をしていました。私も同席しましたが、この給食が本当に子供たちのためになってほしいと思うとともに、親、地域の方々が子供を育てるために、何が一番大事なのかを、これからも議論していただき、私も、また、第三者的な立場から物事を考えていきたい。このように思っています。

一般質問で、なかなか十分な答えもできず、皆さんには、大変ご迷惑をかけたと思いますけれども、このことが、私にとっては、本当に有意義であったし、これからの私の人生に非常に深く心に残っていくと確信しております。

最後になりましたが、今日、9 月 30 日、明日から新しい佐用町の船出であります。新しい教育長、きっと頑張ってくれると、私も確信しております。どうか、支えてやっていただきたい。そして、大いに議論を交していただきたい。そのように考えております。

あたかも町制 10 周年、この節目に退任することを、このメモリアルに出会えたこと、

私の人生の糧にしていきたいと思います。

本当にご理解、ご支援ありがとうございました。

町民の皆さまにも、本当にお世話になりました。

言葉足りませんけれども、退任の御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。お疲れさんでした。

続いて、明日、10月1日より新しく教育長になられました平田新教育長より御挨拶をいただきたいと思います。

新教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

先ほど、皆さまのご同意をいただきました平田秀三でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

勝山教育長をはじめ、歴代の教育関係者がこれまで培ってこられました佐用の教育、その発展に微力ではございますが、誠心誠意取り組みたいと思います。

本当に、今後とも佐用の教育発展のために、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

議長（西岡 正君） よろしくお願ひします。

それでは皆さん、大変御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

---

午前11時29分 閉会

---